

令和7年度

旭川市放課後児童クラブ 入会申込の御案内

申込受付期間

【令和7年4～5月中の入会を希望する場合】

在校生（新2～6年生）の受付期間

令和6年 11月 12日 から 令和6年 12月 16日 まで

新入学生（新1年生）の受付期間

令和7年 1月 16日 から 令和7年 2月 10日 まで

【令和7年6月以降の入会を希望される場合】

令和7年4月以降に入会申込を行ってください。
（入会希望日の2か月前から申込を受け付けます。）

担当・お問い合わせ

旭川市子育て支援部こども育成課こども事業係

〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階

電話：0166-25-9127（直通） FAX：0166-26-5722

【受付時間】平日の午前8時45分から午後5時15分まで

市ホームページ URL：<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/251/258/>



1 放課後児童クラブとは

児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により放課後に家庭にいない児童に、授業終了後や長期休業期間等に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

放課後児童クラブでは、基本的な生活習慣の習得や、遊びや集団での生活を通じた自主性、社会性、創造性を培うことを目的とした活動を行います。

2 対象となる児童

旭川市立小学校に就学している児童で、「4 入会の要件」に定める要件に該当する方が対象です。

3 放課後児童クラブの概要

●開会日・開会時間

区分	開会時間
通常開会日（学校の授業日）	児童の下校時 ～ 午後6時30分
土曜日	午前8時 ～ 午後6時30分
学校の長期休業期間	
学校行事等の振替休業日	

※児童が全員帰宅した場合は、午後6時30分より前に閉会する場合があります。

なお、次のような場合は、放課後児童クラブの開会時間等を変更することがあります。

◆通常開会日（学校の授業日）

風水害や地震、事件や事故の発生等により、小学校の開校状況が変更となる場合については、原則として放課後児童クラブでは次のとおり対応しますので、あらかじめ御理解ください。

① 小学校が臨時休校の場合

放課後児童クラブは臨時休会となります。

② 小学校の下校時間が早まる場合

放課後児童クラブは開会時間を繰り上げて開会します。

（給食がない場合は、お弁当を持参してください。）

③ 小学校の登校時間が遅くなる場合

放課後児童クラブは通常どおり開会します。

④ 感染症等に伴い学級（学年）閉鎖となる場合

通常どおり開会しますが、感染防止のため当該学級（学年）に在籍する児童は利用できません。

◆学校休校日（土曜日、長期休業期間等）

通常の開会時間は午前8時から午後6時30分までとなりますが、災害等の発生に伴い開会時間等を変更することがあります。

●開会しない日

定例休会	日曜日，祝日
	年末年始（12月30日～翌年1月4日）
	新年度受入準備（3月30日～31日）※年により29日も
臨時休会	インフルエンザ等の感染症により，臨時休校となる場合
	風水害・災害等により，臨時休校となった場合
	その他，休会が適当であると市長が認めた場合

災害等発生時の留意事項

- ・災害等により開会時間に変更となる場合は，児童の安全確保のため，必ず保護者のお迎えをお願いします。
- ・市ホームページに開会情報等を掲載しますので，御確認ください。
- ・その他の詳細については，当日の状況を踏まえながら，放課後児童クラブから個別に御連絡します。

●利用料（児童1人当たり）

運営負担金	放課後児童クラブの運営に必要な経費	月額 4,000 円 (16日以降の入会の場合は半額)
傷害保険料	放課後児童クラブでの事故やけがに対する補償	年額 800 円
児童クラブ費	おやつや工作費など児童に還元するもの	児童クラブごとに定める額

※各費用の納入方法は入会の決定後に御案内します。

●運営負担金の減免

次に該当する場合は運営負担金が減免されます。

減免を受けるには，年度毎に「放課後児童クラブ運営負担金減免申請書」の提出が必要です。

区分	減免内容
生活保護を受給する世帯（要保護世帯）	月額 4,000 円 → 0 円
就学援助基準の準要保護世帯	月額 4,000 円 → 月額 1,500 円
2 子以上が同時に入会する場合	(入会児童のうち一番下の児童) 変更なし (それ以外の児童) 月額 4,000 円→月額 1,500 円

※就学援助に関するお問い合わせ：学校教育部学務課就学助成担当（TEL.25-9117）

※入会後に区分に変更が生じた場合は，速やかに児童クラブ又はこども事業係まで御連絡ください。

4 入会の要件

対象となるのは、次の全てに該当する場合です。

- 着替えやトイレなど、身の回りのことが自分でできる児童であること。
- 過去 5 年間に放課後児童クラブ運営負担金の未納がない世帯であること。
- 保護者（65 歳未満の同居する成人全員）が次の(1)～(7)いずれかに該当すること。

要件		内容
(1)	保護者の労働	次の要件をいずれも満たしていることが必要です。 ① 1 か月に 15 日以上かつ 3 か月以上継続している（する見込みがある）こと。 ② 通勤時間等を考慮した上で、次の時間以降に保護者が留守であること。 1 年生 → 午後 2 時 2 年生 → 午後 2 時 30 分 3 年生以上 → 午後 3 時 ※シフト勤務の場合 ①を満たし、かつ、②を満たす日が 1 か月に 7 日以上あれば可となります。 ※夜勤（未明から明け方の時間帯にかけた勤務）を常態とした勤務の場合 個別に状況を確認した上での判断となりますので、こども育成課に相談してください。
(2)	保護者の妊娠・出産	出産前 3 か月又は出産後 3 か月以内であること。
(3)	保護者の疾病・障害	病気、負傷、障害等により、長期にわたり通院または入院、自宅療養していること。
(4)	同居親族の介護・看護	親族等を常時介護または看護していること。
(5)	家庭の災害復旧	震災・風水害等の復旧にあたっていること。
(6)	就労を目的とした就学	就労を目的として職業訓練校や専門学校に通学していること（1 か月 15 日以上かつ 3 か月以上継続）。
(7)	虐待やDVのおそれがあるとき	個別に御相談ください。

※着替えやトイレなどについて判断が難しい場合は、こども育成課に相談してください。

※運営負担金の未納については、入会を希望する児童だけではなく過去に利用した兄弟姉妹の運営負担金が未納となっている場合も含みます。

【校区変更を行っている場合の注意事項】

祖父母や知人の家に帰ることを理由に校区変更をしている場合は、帰宅先となる祖父母や知人世帯の方々も、保護者と同様に満 65 歳未満の成人全員が労働等（(1)～(7)いずれかの要件に該当）で留守にしていることが必要となります（要件確認書類の提出も必要です）。

5 入会申込受付について

入会申込の前に必ずお読みください。

- ・ 入会の決定は申込順ではありません。
- ・ 定員超過など、放課後児童クラブの状況によっては、入会待機となることがあります。
- ・ 小学校に複数の放課後児童クラブがある場合は、住所や学年での区分けを基本として、入会先となる放課後児童クラブを決定します。
- ・ 入会先となる放課後児童クラブを希望（選択）することはできません。また、年度途中での新規開設等により、入会先の放課後児童クラブが変更となる場合があります。
- ・ 入会申込後に申込を取り下げの場合は、速やかにこども育成課まで連絡してください。
- ・ 入会申込後に申込内容（家族構成や就労等の状況など）に変更があった場合は、書類の再提出や追加提出が必要になりますので、速やかに提出してください。
- ・ 受付期間後も入会申込を受け付けますが、希望日から入会できないことや入会待機となることがありますので、受付期間内の手続きをお願いします。
- ・ 夏休みや冬休みのみなどの一時的な入会は受け付けておりません。
- ・ 支援員等の指示及び制止を聞かず他の児童に対して危害を加える、児童クラブ内の備品や消耗品等を壊す等の危険行動により児童クラブの安全な運営が維持できないと認められたときは、入会が決定された場合でも入会の取消・退会となることがあります。

●受付期間

令和7年4～5月の入会を希望する場合は、次の期間内に入会申込を行ってください。

新2～6年生	令和6年11月12日 ～ 令和6年12月16日
新1年生	令和7年1月16日 ～ 令和7年2月10日

※令和7年6月以降の入会を希望する場合は、入会希望日の2か月前から申込を受け付けます。

※添付書類等に不備があると、年度当初から利用いただけない場合がありますので、手続きは余裕をもってお願いいたします。

●受付場所

就学先の小学校に開設している放課後児童クラブ

※小学校に複数の放課後児童クラブがある場合は、いずれの放課後児童クラブでも入会申込を受け付けますが、受付を行った放課後児童クラブが入会先になるとは限りません。

※小学校では受付ができませんので御注意ください。

●受付時間 ※放課後児童クラブの閉会日を除きます。

学校の授業日	午後1時 ～ 午後6時30分
土曜日、学校の休業日	午前8時 ～ 午後6時30分

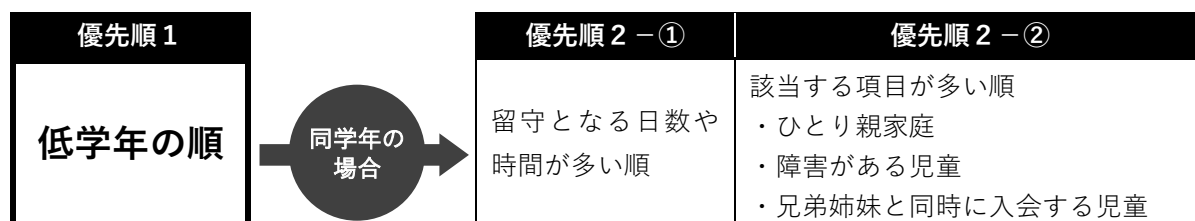
●申込書類

書類	必要数
放課後児童クラブ入会申込書【 <u>全員必要</u> 】	児童1人につき1部
保護者の入会要件に関する添付書類【 <u>全員必要</u> 】 ※9ページ目の「放課後児童クラブ入会申込要件確認チャート」を参照。	保護者の人数分 ※世帯につき各1部
放課後児童クラブ運営負担金減免申請書【 <u>該当する場合のみ</u> 】 ※4～5月の入会を希望する場合は、入会決定後に提出してください。	世帯につき1部

●入会決定

次の優先順に基づいて入会を決定します。

ただし、定員を超過した場合など、放課後児童クラブの状況によっては入会待機となる場合や、希望日から利用できないことがあります。



●入会可否の通知

入会可否が決定した方については、**令和 7 年 3 月中旬頃（予定）**に結果を送付します。

※2 月 6 日以降に申し込まれた方については、随時結果を送付します。

6 放課後児童クラブの利用について

利用できる日・時間

放課後児童クラブを利用できる日と利用できる時間帯は、保護者が認められた利用要件（労働等）により実際に留守となる間に限ります。

仕事の休み等で在宅している場合や私用で留守となる場合は、原則として利用できません。

※閉会時間を過ぎてのお迎えが続く場合や、放課後児童クラブの決まりごとを守っていただけない場合には、利用を制限することがあります。

※新 1 年生については、原則として入学式当日からの入会としていますが、入学式前（4 月 1 日以降）からの登会を希望する場合は、「保護者の送迎」がある場合のみ利用できます。

児童のお迎え

放課後児童クラブでは、児童の安全確保の観点から、児童帰宅時の保護者のお迎えを基本としていますので、保護者又は保護者に代わる人（祖父母や兄姉等）のお迎えをお願いします。

私用で留守にするときや、午後 6 時 30 分までのお迎えが困難な場合は、ファミリー・サポート・センター（電話 74-5380）等を活用するなど、適正な利用をお願いします。

なお、小学校ごとの帰宅時間内であれば児童のみでの帰宅を認める場合もありますが、可能な限りお迎えをお願いします。

傷害保険について

放課後児童クラブでの活動中や小学校又は自宅と放課後児童クラブとの往復中の事故やけがに備え、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入していただきます。

保険料は児童 1 人につき年額 800 円です（保険料の振込手数料が別途自己負担となる場合があります）。

年度途中から入会する場合でも年額 800 円が必要です。また、休会又は退会した場合でも保険料はお返しできません。

旭川市が設置する放課後児童クラブ一覧（令和6年11月1日現在）

●箇所数

市内 42 小学校に計 84 か所

●放課後児童クラブ一覧表（公設）

児童クラブ名称	所在地	対象校	電話番号
東町	豊岡 3 条 1 丁目 東町小学校内	東町小	32-4219
北鎮	春光 6 条 6 丁目 北鎮小学校敷地内	北鎮小	52-5040
北鎮第二	春光 6 条 6 丁目 北鎮小学校内		080-8628-6587
東五条	東 5 条 5 丁目 東五条小学校内	東五条小	26-7590
東五条第二	東 5 条 6 丁目 1-8 タケダビル 1-C		26-0677
大有	旭町 1 条 6 丁目 大有小学校敷地内	大有小	53-8111
大有第二	旭町 1 条 6 丁目 大有小学校内		080-7351-4734
近文	緑町 17 丁目 近文小学校隣接	近文小	54-1027
近文第二	錦町 15 丁目 2980-23 1 階		54-4444
近文第三	緑町 14 丁目 3026-2		53-5060
春光	末広東 1 条 1 丁目 1 階	春光小	55-7789
春光第二	末広東 1 条 1 丁目 2 階		55-4567
神楽	神楽 5 条 8 丁目 神楽小学校敷地内	神楽小	62-1594
神楽第二	神楽 5 条 6 丁目 2-1 エスティ神楽 1 階		61-0330
高台	春光台 4 条 4 丁目 高台小学校内	高台小	54-1020
高台第二	春光台 4 条 4 丁目 高台小学校内		080-9770-5900
青雲	曙 1 条 2 丁目 青雲小学校内	青雲小	24-3149
新富	新富 2 条 2 丁目 新富小学校内	新富小	26-8276
新富第二	新富 1 条 3 丁目 9-15 戸建て		25-7887
新富第三	新富 2 条 1 丁目 4-15 戸建て		24-3200
神居	神居 4 条 6 丁目 神居小学校敷地内	神居小	61-1716
神居第二	神居 5 条 7 丁目 2-3 戸建て		61-4500
神居第三	神居 5 条 5 丁目 4-3 戸建て		63-5088
千代田	東光 8 条 3 丁目 千代田小学校内	千代田小	34-9303
千代田第二	東光 10 条 3 丁目 5-12 1 階		34-0411
永山	永山 5 条 18 丁目 永山小学校敷地内	永山小	48-3940
永山第二	永山 5 条 18 丁目 永山小学校内		46-4446
永山第三	永山 2 条 18 丁目 2-33 1 階		48-2525
啓明	南 2 条通 22 丁目 啓明小学校内	啓明小	33-9273
啓明第二	南 2 条通 22 丁目 啓明小学校内		090-8427-4345
豊岡	豊岡 10 条 3 丁目 豊岡小学校敷地内	豊岡小	33-0953
豊岡第二	豊岡 8 条 3 丁目 8-16 1 階		32-1970
陵雲	末広 1 条 7 丁目 陵雲小学校内	陵雲小	57-4000
陵雲第二	末広 1 条 7 丁目 陵雲小学校内		57-1213

陵雲第三	末広東 1 条 7 丁目 1-2 かのテナント	陵雲小	57-0358
東栄	東光 4 条 6 丁目 東栄小学校内	東栄小	34-5246
緑が丘	緑が丘 3 条 4 丁目 緑が丘小学校内	緑が丘小	65-4350
末広	末広 6 条 2 丁目 末広小学校内	末広小	52-8654
永山西	永山 7 条 11 丁目 永山西小学校敷地内	永山西小	48-2269
永山西第二	永山 7 条 11 丁目 永山西小学校敷地内		48-2279
永山西第三	永山 6 条 13 丁目 6-9 MS ビル 1 階		47-8585
忠和	忠和 4 条 4 丁目 忠和小学校敷地内	忠和小	62-3057
忠和第二	忠和 4 条 4 丁目 忠和小学校内		63-1661
忠和第三	忠和 4 条 4 丁目 忠和小学校内		63-0085
緑新	神楽岡 4 条 5 丁目 緑新小学校敷地内	緑新小	65-7451
緑新第二	神楽岡 6 条 6 丁目 3-5 1 階		65-1678
旭川第 3 小	東光 8 条 8 丁目 旭川第 3 小学校敷地内	旭川第 3 小	32-8353
旭川第 3 小第二	東光 9 条 8 丁目 6-13 戸建て		32-2300
愛宕	豊岡 8 条 6 丁目 愛宕小学校内	愛宕小	31-9718
神楽岡	神楽岡 14 条 3 丁目 神楽岡小学校内	神楽岡小	65-2022
神楽岡第二	神楽岡 14 条 3 丁目 2-11 1 階		66-0288
神楽岡第三	神楽岡 14 条 3 丁目 2-11 1 階		65-1234
永山南	永山 9 条 6 丁目 永山南小学校敷地内	永山南小	47-7880
永山南第二	永山 9 条 6 丁目 永山南小学校内		46-3166
永山南第三	永山 9 条 6 丁目 永山南小学校内		47-3618
永山南第四	永山 11 条 4 丁目 パワーズαビル 2 階		46-1155
西御料地	西御料 1 条 2 丁目 西御料地小学校隣接	西御料地小	66-0836
西御料地第二	西御料 1 条 2 丁目 西御料地小学校敷地内		66-0877
東光	東光 17 条 6 丁目 東光小学校敷地内	東光小	35-5894
東光第二	東光 17 条 6 丁目 東光小学校内		32-0128
神居東	神居 1 条 17 丁目 神居東小学校内	神居東小	62-6993
神居東第二	神居 2 条 16 丁目 プラザはやし 1 階		63-2777
新町	4 条西 3 丁目 新町小学校内	新町小	26-1551
末広北	末広 5 条 11 丁目 末広北小学校内	末広北小	57-0616
末広北第二	末広 5 条 11 丁目 5-6 戸建て		57-5055
愛宕東	豊岡 7 条 9 丁目 愛宕東小学校敷地内	愛宕東小	32-3411
愛宕東第二	豊岡 7 条 9 丁目 愛宕東小学校内		33-5892
愛宕東第三	豊岡 7 条 8 丁目 愛宕富士住民会館内		080-8626-5896
向陵	住吉 5 条 1 丁目 向陵小学校内	向陵小	55-6664
向陵第二	住吉 5 条 1 丁目 向陵小学校内		55-7088
旭川小	東旭川南 1 条 6 丁目 旭川小学校内	旭川小	36-1123
旭川小第二	東旭川南 1 条 6 丁目 東旭川こども園内		36-1263
北光	旭町 1 条 16 丁目 北光小学校内	北光小	55-7002
北光第二	北門町 16 丁目 2159-5 戸建て		52-2008
共栄	豊岡 2 条 10 丁目 共栄小学校敷地内	共栄小	37-2899
共栄第二	豊岡 1 条 8 丁目 2-15 戸建て		33-5035

近文第1小	東鷹栖3線10号 近文第1小学校内	近文第1小	57-0122
正和	大雪通8丁目 正和小学校内	正和小	27-6500
永山東	永山町13丁目 永山東小学校敷地内	永山東小	48-2820
知新	8条通13丁目 知新小学校内	知新小	24-2301
知新第二	6条通11丁目55-10 ラポール6条 1階		24-7212
朝日	5条通19丁目1717-83 エンドレス519 1階	朝日小	35-8500
朝日第二	7条通21丁目21-454		35-3101
西神楽	西神楽南1条1丁目 西神楽宮前こども園内	西神楽小	76-4327

民間事業者による放課後児童クラブ一覧（令和6年11月1日現在）

民間事業者が独自に設置する放課後児童クラブの利用を希望される場合は、各放課後児童クラブ設置運営事業者に直接お問い合わせください。

●放課後児童クラブ一覧表（民設）

クラブ名	所在地	運営事業者	連絡先
アフタースクール“あゆみ”	旭神町22-54	(学)川島学園	66-2332
みどりクラブ	金星町1丁目3-5	(学)旭川報恩学園	26-2972
集イーバ（つどいーば）	川端町3条4丁目1-6	個人	51-0613
旭川蘭契放課後児童クラブ	末広1条2丁目2-21	(福)旭川菁莪会	53-5386
ふれんどりーくらぶ	東光1条1丁目2-12	あさひかわ福祉生活協同組合	33-1920
放課後児童クラブ「かっぱのこ」	末広2条13丁目1-8	(福)のぞみ会	74-5811
真和保育園放課後児童クラブ	東光17条5丁目3-12	(福)旭川福祉事業会	76-7092
放課後児童クラブ 『チャレンジ秋月』	秋月2条2丁目2-21	(福)旭川保育会	46-1080
東光宮前放課後児童クラブ	東光6条4丁目3-45	(福)旭川松の木会	74-3690
アフタースクールケア グリーンフィールド	永山7条20丁目109-69	(福)旭川水芝会	76-6080
放課後児童クラブ大町キッズ	大町2条12丁目66-21	(福)のぞみ会	73-8625
放課後児童クラブ「ナーモ」	春光台3条4丁目7-1	(学)御西学園	51-3850
児童クラブ ふらっと	緑が丘南3条1丁目5-24	合同会社もぐら社	56-1093
児童クラブ ほびっと	神居町神岡242-1	(福)旭川泉会	61-2233
じどうくらぶ olioli	神居3条18丁目2-1	個人	63-6117

放課後児童クラブ入会申込要件確認チャート

※基準日は利用開始希望日（年度当初の入会申込の場合は、令和7年4月1日）です。

次の全てに該当する。

- 児童は小学生である。
- 児童は、着替えやトイレなど身の回りのことがおおむね1人でできる。
- 過去5年間、世帯における放課後児童クラブ運営負担金の未納がない。

はい

同居している65歳未満の成人全員が、(1)～(6)いずれかの要件に該当する。

※祖父母や知人宅への帰宅を理由として校区変更している場合は、帰宅先となっている祖父母や知人等（65歳未満に限る）も保護者と同様に(1)～(6)いずれかの要件に該当する必要があります。

※単身赴任中の保護者についても、その実態を把握するために勤務証明書等の提出が必要です。

いいえ



利用できません

※運営負担金に未納がある場合、申込は受け付けますが、運営負担金の納入が確認できるまでは入会を決定できません。
※着替えやトイレに不安がある場合は、こども育成課に相談してください。

いいえ



(1)仕事をしている。

次のいずれにも該当する。

- ①勤務（通学）日数が月15日以上であり、基準日から3か月以上継続する。
- ②通勤時間を考慮した上で、次の時間以降に留守になる。
1年生 → 午後2時
2年生 → 午後2時30分
3年生以上 → 午後3時

※シフト勤務の場合

- ①を満たす勤務日数のうち、②を満たす日が7日以上あれば可とします。

※出産等に伴い、上記の要件を満たさなくなる場合で、その後も他の要件により継続して利用を希望するときは、「異動届」と該当する添付書類が必要です。

※「勤務証明書」は入会日以降の勤務を確認できることが必要です。

- 期間の定めなし→○
期間の定めあり
更新あり→○（更新後も同内容の勤務）
更新なし・未定
契約終了日が入会日以降かつ契約期間が3か月以上→○
それ以外→×

会社員

勤務証明書

※本人が法人格を有する団体（○会社、○法人等）の代表者となっている場合は、本人（代表者名）の証明で構いません。
※シフト表や勤務実態がわかる書類等を添付していただく場合があります。

添付書類

自営業

自営業確認書

※自営業とは、法人格を有さない個人事業主です。
※居住地の民生委員の確認が必要です。

添付書類

通学中

①在学証明書

②入会要件申出書

添付書類

(6)就労を目的として通学している。

(2)出産前後いずれか3か月以内である。

出産予定日から3か月前となる日が属する月の初めから、出生日から3か月後となる日が属する月の末日まで利用できます。

※上記期間経過後に他の要件を満たしていなければ退会となります。

出産前

- ①母子健康手帳（表紙）、妊娠に係る医師の証明書のいずれかの写し
- ②入会要件申出書

出産後

- ①母子健康手帳（表紙）の写し
- ②母子健康手帳（出生届出済証明欄）、出生届受理証明書、出生証明書のいずれかの写し
- ③入会要件申出書

添付書類

(3)病気やけがで療養中又は精神若しくは身体に障害がある。

次のいずれかにより児童を監護することができないと認められるとき。

- ①長期の入院又は通院を必要とする。
- ②精神又は身体に障害がある。

診断書又は次のいずれかの手帳の写し

- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・身体障害者手帳

※(4)の場合は、同居家族の分が必要です。

添付書類

(4)同居の家族を常時介護・看護している。

同居の家族が病気やけが、精神又は身体の障害により療養中であって、常時介護や看護が必要な場合。

②入会要件申出書

②入会要件申出書

添付書類

(5)家庭の災害復旧をしている。

①り災証明書

- 自然災害のとき → 消防本部防災課（東光 27-8 総合防災センター 3階 TEL. 33-9969）
火災のとき → 南消防署調査担当（7-10 旭川市第二庁舎 1階 TEL. 23-4649）

②入会要件申出書

「放課後児童クラブ入会申込書（表）」記入例

様式第1号（第5条関係）

放課後児童クラブ入会申込書

202 年 月 日

（宛先）旭川市長

次のとおり放課後児童クラブへの入会を申し込みます。

保 護 者	ふりがな	いくせい		けんた		生年月日（西暦）		
	氏名	氏	育成	名	健太	1985年 5月 5日		
	住所	〒 070 - 8525					マンション・アパート名、方書等	
		旭川市 7条通9丁目48番地						
電話番号	(通 常) 0166 - 25 - 9127 ☒ 自宅 ☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）							
	(緊急時) 090 - 1234 - **** ☐ 父 ☒ 母 ☐ その他（ ）							
入 会 を 希 望 す る 児 童	ふりがな	いくせい		まさいち		生年月日（西暦）		
	氏名	氏	育成	名	全一	2017年 9月 9日		
	小学校名	旭川市立 育 成 小学校			性別	保護者との続柄	1週間当たりの利用予定日数	
		新（ 1 ）年生			男	子	5 日	
	障害者手帳又は療育手帳の有無	☒ 有 ☐ 無	手帳名： 身体障害者手帳				兄弟姉妹の入会の有無	☐ 有 ☒ 無
	特別支援学級・通級指導教室在籍の有無	☒ 有（内容について、次のうち該当するものに ☒) 【特別支援学級】 ☐ 知的障害 ☐ 病弱・身体虚弱 ☒ 肢体不自由 ☒ 自閉症・情緒障害 ☐ 弱視 ☐ 難聴 【通級指導教室】 ☐ 言語障害 ☐ 難聴 ☐ 学習障害 ☐ 情緒障害 ☐ 無						
健康面・生活面の配慮の必要性	☒ 有 ☐ 無	内容： 人が多いところでは落ち着きがなくなることがある。						
入会を希望する期間		2025年 4月 1日 から 2026年 3月31日 まで						
入 会 を 必 要 と す る 理 由	続 柄	必 要 と す る 理 由						
	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 同居親族の介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ その他（ ）						
	母	☐ 就労 ☒ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 同居親族の介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ その他（ ）						
	祖母	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☒ 疾病・障害 ☐ 同居親族の介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ その他（ ）						
	おば	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 同居親族の介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ その他（ ）						

※裏面にも記入欄があります。忘れずに記入してください。

記入上の注意

- ・「1週間当たりの利用予定日数」には、1週間の利用予定日数を記入してください。
なお、記入された日数に基づいて利用を制限するものではありません。
- ・「健康面・生活面の配慮の必要性」には、児童の心身の状態や性格等による配慮の有無及び内容を記入してください。
- ・「入会を希望する期間」の始期には、利用開始希望日を記入してください。
なお、月の16日以後に入会する場合は、入会した月の運営負担金が2,000円になります。

「放課後児童クラブ入会申込書（裏）」記入例

家族の状況

区分	ふりがな 氏	ふりがな 名	続柄	生年月日（西暦）	職業、勤務先 又は学校名等	同居・別居
申込みに係る児童以外の家族	いくせい	けんた	父	1985 年	旭川子育て支援商事 (株)	☒ 同居 ☐ 別居
	育成	健太		5 月 5 日		
	いくせい	はなこ	母	1985 年	妊娠中	☒ 同居 ☐ 別居
	育成	花子		11 月 11 日		
	いくせい	さくら	妹	2020 年	旭川育成保育所	☒ 同居 ☐ 別居
	育成	さくら		3 月 3 日		
	ほうか	ごう	祖父	1955 年	無職	☒ 同居 ☐ 別居
	放課	豪		6 月 6 日		
	ほうか	いくこ	祖母	1960 年	病気のため入院中	☒ 同居 ☐ 別居
	放課	育子		8 月 8 日		
	ほうか	あい	おば	1987 年	喫茶 放課 ※自営	☒ 同居 ☐ 別居
	放課	愛		2 月 2 日		

(注) 1 両面とも太枠内をすべて記入してください。

なお、記入内容は、放課後児童クラブに関すること以外には使用しません。

- 「保護者」欄に記載された方を宛先として文書等を送付します。
- 「住所」欄は、アパートやマンション名まで記入してください。
- 障害者手帳等をお持ちの場合は、手帳名（身体障害者手帳等）を記入してください。
- 「兄弟姉妹の入会の有無」欄は、既に入会している又は申込みをしている兄弟姉妹の有無について記入してください。
- 「健康面・生活面の配慮の必要性の有無」欄は、心身の状態や性格等による配慮の有無や内容について記入してください。
- 「入会を希望する期間」欄は、最長で申込み年度の3月31日までです。
- 「入会を必要とする理由」欄は、世帯内の65歳未満（令和7年4月1日時点）の成人すべてについて記入してください。

なお、入会を必要とする理由が複数ある場合は、該当するものすべてを選択してください。

また、「続柄」欄は、入会を希望する児童から見た対象者の続柄を記入してください。

- 「家族の状況」欄は、入会を希望する児童以外のすべての世帯員について記入してください。
- 次の場合も「家族の状況」欄の記入が必要です。対象者の氏名等を記入し、「職業・勤務先又は学校名等」欄に住所を記入してください。
 - ・父母等が単身赴任中の場合
 - ・親戚や知人宅を帰宅先として校区変更している場合
- 離婚を前提として別居している場合は、相手の氏名等を記入し、「職業・勤務先又は学校名等」欄に「離婚協議中」等と記入してください。なお、別居している相手の添付書類は不要です。
- 現在就学中の学校を卒業し、次年度より進学及び就職する兄弟姉妹の合格通知が未着の場合は、「職業・勤務先又は学校名等」欄に「進学予定」又は「就職予定」と記入してください。